

部活動規定

令和8年4月

第1条(目的)

部は同好者の集まりで、部員の相互の親睦を深め、自己の特性を伸ばし、豊かな人格を形成することに努め、活動を通して生徒会の目的を達成推進することを目的とする。

第2条(顧問)

各部には1名以上の教員を顧問としておくこととする。ただし、体育系の部活動は2名以上とする。合同チームとして活動できる場合は、この限りではない。

第3条(部員数)

部員は各部ともに5名以上を必要とする。ただし、公式戦出場人数が5名を越える部については、その最低人数を必要とする。

- ①他の中学校と合同チームで出場できる部については、この限りでない。
- ②体育系の部で、男女別に活動している部については、原則として各々2名の顧問を必要とする。

第4条(入退部)

入部は、本人の興味関心に応じて、1人一部に入部できる。入部申し込みは、年度始めに全校一斉に行う。ただし、保護者の許可、担任・顧問へ相談があれば年度途中の入退部を認める。その際には、入退部届を提出する。

第5条(部役員)

各部は、部長などの役員を顧問の同意のもとに選出する。

第6条(キャプテン・部長会)

キャプテン・部長会は、各部の自主的な活動を図ることを目的とする。本会は、各部のキャプテン・部長で構成し部活動系の教員が案件や招集日を決める。

第7条(部費)

部費は、生徒会費等でまかなうものとする。ただし、部内で話し合い、顧問が必要と認めた時は、保護者の承認を得て集めることができる。

第8条(活動計画)

部の活動・練習試合・公式戦・コンクールなどは、顧問の承認した計画に基づいて行う。

第9条(活動場所)

各顧問の話し合いにより決める。

第10条(活動時間)

平日の活動時間は原則として次のとおりとする。

通年 16:45終了 16:55完全下校

第11条(土曜・日曜・休日の活動時間)

土曜・日曜・休日の活動は、顧問の直接の指導のもとで行うものとする。活動時間は、第10条の活動時間に準ずる。

第12条(休業中の練習)

春季・夏季・冬季休業中の練習は顧問の直接の指導のもとで行う。活動時間は、第10条の活動時間に準ずる。

第13条(昼食)

午前中授業の日、日曜・休日、休業中の練習の昼食は弁当を持参すること。校外へ買いに出ることがないようにすること。また、ペットボトルは持ち帰ること。

第14条(考査前)

考査1週間前の活動は停止し、勉学に励むことを原則とする。

第15条(学校行事)

体育大会、学習発表会、入学式、卒業式等の学校行事の前日および当日は原則として活動は停止する。

第16条(部活動の停止)

下記のことを守ることができない部については活動を停止させることがある。

- ①.活動時間や完全下校の時間を厳守すること。
- ②.練習後は使用したグラウンド、体育館、教室、更衣室、ボックスなどの整備や用具の後始末をすること。
- ③.消灯や施錠はきちんとすること。
- ④.顧問の先生の指示に従うこと。
- ⑤.活動中は本校の生徒としてふさわしい態度であること。
- ⑥.登下校時の寄り道や飲食および自転車通学はしないこと。
- ⑦.試合や発表会等の会場や集合場所へは自転車を利用しないこと。

第17条(活動時の服装)

活動時の服装は体育時の服装または各部で購入したものおよび顧問が認めたものを着用すること。校外での活動時にもこれに準ずる。

第18条(下校)

活動終了後、練習着やユニフォームで下校することを認める。

第19条(部の存続)

現在活動している部については年度末の職員会議において、本規定第 3 条に基づいて次年度における部の活動を決定する。

- ①現在活動している部が年度途中で第3条の条件に満たなくなった場合であっても年度末までの活動は認める。
- ②年度末において第3条の条件に満たない場合、廃部を原則とし、年度末の職員会議で決定する。
- ③次年度における部活動が決定している場合でも顧問が不在の場合は廃部または休部とする。ただし、部員の強い希望があれば部としては存続しないが活動を認めるなどの教育的配慮をする。この場合新入部員の入部は認めない。

第20条(復部)

休部中、活動条件が整った場合は復部できる。なお、年度途中で復部した場合は活動費は補助しない。

第21条(廃部)

休部が1年を超えるときは廃部とする。

第22条(休養日)

各部活動における休養日は以下の通りとする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上、休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える。)
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

第23条(活動計画)

各部活動は、顧問から示される、年間活動計画及び月間活動計画に基づいて活動をおこなう。活動計画が変更になった場合は、速やかに全部員、保護者、管理職に伝える。

第24条(活動を認めない日)

職員会議や校内研修等で教職員が部活動の監督をできない日は、原則「部活動オフ日」とし活動を認めないものとする。ただし、中体連主催の公式戦など特別な事情がある時はこの限りではない。この場合、顧問ひとりが部活動の監督をする条件のもと活動を認めることとする。